

(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

住民監査請求について (通知)

令和2年12月25日付けで受け付けた住民監査請求(以下「本件請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しており、さらに同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

2 本件請求の審査

本件請求において、請求人は、県有普通財産(常盤台公舎跡地)を競争入札によら

ず随意契約により違法に、かつ不当に低廉な価格によって売却したために県が被った金6,500万円余の損害の補填を、有限会社成光舎及び株式会社S Jに対し請求するよう、知事に勧告することを求めている。

住民監査請求に当たっては、1の住民監査請求の要件から、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることができないとされており、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過して住民監査請求を行う場合には、正当な理由を具体的に示すことが必要である。

これを本件請求についてみると、請求人が請求書に添付した事実を証する書類から、常盤台公舎跡地について、県有財産売買契約が締結されたのは平成26年12月10日、この売買契約に基づき財産が処分され所有権移転登記が行われたのは平成27年1月29日、県有財産売買契約書に規定されていた売買物件の用途指定及び第三者への譲渡の禁止が解除されたのは同年6月4日であることが認められ、本件請求は、上記の財務会計上の行為（以下「対象行為」という。）があった日又は終わった日からいずれも5年以上経過して行われたものとなっている。この点について、請求人は、本件の概略は「週刊新潮」誌の2020年11月5日号（令和2年10月29日発売）によって初めて一般に知られるところとなり、令和2年11月5日に関係行政文書の情報公開を請求し、同月24日にその公開を受け、当該文書を精査した結果、令和2年12月25日に本件請求を行ったとしており、平成27年6月4日から本件請求まで5年以上が経過していることについては、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、客観的にみて、住民監査請求をするに足りる程度に、財務会計行為の存在及び内容を知ることができた時から、相当な期間内における監査請求は適法であり、本件請求はこの要件を充たしていると主張している。

しかしながら、対象行為については、特に秘匿されているものではなく情報公開請求等での確認も可能であり、県民が相当な注意を払えば対象行為があった日又は終わった日から一定期間内に知り得た事実であるところ、請求人は上記の主張をするのみで、対象行為があった日又は終わった日から1年を経過する日までの間に本件請求をすることができなかった正当な理由を摘示していない。

3 審査の結果

以上のことから、本件請求は法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。